

羽尾第五区地区防災計画

令和7年7月25日

羽尾第五区(自治会)

1 目 的

この計画は、地区内で発生した災害又は災害発生の恐れがある場合に、区民の安全を確保するため、区(自治会)が主体となって避難所の開設、運営を行うとともに、区民の安全確保及び防災力強化に必要な事項を定める。また、地域住民の避難体制及び要配慮者への支援体制に必要な事項を定め、「逃げ遅れゼロ」に向けた必要な対策を講じ、防災活動をはじめとした協力体制を構築したうえで、平常時及び災害時における地域防災力を高めることにより地域コミュニティの維持及び活性化を図ることを目的とする。

2 区内の人員、世帯等及び要支援者について

- (1) 区(自治会)内の世帯数は 116 世帯 (第1分区～6分区)

※ 区、自治会へ未加入者の取り扱いについては別途とする。

- (2) 要支援者については、市から提示された名簿登録者及び要支援者名簿については別途のとおりであり、災害発生時の支援体制を図るとともに日頃から健康状態の確認等を把握するなど、「地域の見守り」についても取り組んでいく。

※ 要支援者等の避難体制等に係る避難訓練については、各関係者と密接に連携し、定期的に避難訓練等を行うとともに、災害時の体制を構築しておくこと。

3 避難場所について

施設名	区分	屋内収容人員	屋外収容人員	備 考
羽尾第五区公民館	屋 内	50 名	—	
五区区民広場	屋 外	—	100 名	
		名	名	

※ 各収容人員については、千曲市地域防災計画の数値とする。

4 避難判断を促すタイミング

公民館を避難所として開設するタイミング

災害内容	判断となる数値等	備 考
地 震	千曲市内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合	
台 風	千曲川杭瀬下水位観測所の水位が氾濫注意水位(1.6m)に達した場合	
※水 害	千曲市がレベル 3 以上の避難情報を発令した場合	
	降雨状況等を勘案し、数時間後に水位が氾濫する恐れがある場合	
土砂災害	区内にある崖斜面の一部に大規模な土砂崩落の前兆現象が確認された場合 (小石等の落下確認)	
その他	災害等により避難所等を開設する必要がある場合	

5 防災対策

(1) 現地災害対策本部の設置及び避難所開設の判断

危険情報を覚知し、危険と判断をした場合、区長(自治会長)は以下の体制を図る

【災害時の対応】

	内 容	備 考
1	現地災害対策本部設置	(設置後、千曲市災害対策本部へ連絡)
2	避難場所を開設及び運営	(設置後、千曲市災害対策本部へ連絡)
3	区民に対して避難所を開設した旨を周知する。	(屋外放送設備、消防団車両等を活用)

※ 千曲市災害対策本部と連絡を密にするとともに、情報の共有を図る。

【平時の対応】

	内 容	備 考
1	災害に備えた訓練	地域住民を対象にした総合訓練
2	避難場所の備蓄品の整備	区、自治会としての備蓄計画を策定
3	防災教育の徹底	住民及び区役員を対象に防災講習会の開催
4	要配慮者の把握	地域の見守りについて、避難手段の検討
5	地区防災計画の検証	適宜見直しを進める
6	その他必要事項	

※ 平時から防災を意識し取り組んでいく。

6 役 割

(1) 組織編制及び役割分担

①現地災害対策本部役員 ※羽尾五区自主防災会役員名簿による

No.	区役員名	役職	主な業務	備 考
1	区 長	会長	統括責任者	1名
2	代理区長	副会長	現場責任者	1名
3	区議員	班長	業務担当	4名
4	〃	班員等	〃	6名
5	日赤奉仕団	〃	〃	6名
6	分区長	〃	〃	6名
7	元区長・元消防団員	〃	〃	10名
8	区専任書記・書記	〃	〃	2名
9	区長から指名された者	〃	区長からの指示業務	

②現地災害対策本部編制 ※羽尾五区自主防災会組織図による

No.	役職名	員 数	備 考
1	本部員	36名	現地災害対策本部役員兼務
2	会長、副会長、庶務	4名	区長1・代理区長1・書記2
3	防災・防火統括班	1名	区議員より選出
4	広報連絡班	10名	区議員より選出4・(分区長兼務6)
5	救出・消火水防班	15名	区議会議員4、元消防団員1、元区長10(分区長兼務1)
6	避難誘導・救護統括班	1名	区議員より選出
7	避難誘導・救護班	12名	日赤奉仕団6、分区長6

(2) 要支援者への支援体制の整備

福祉班を中心に要支援者の支援体制を整備します。

※ 個別支援計画に基づき、必要な支援体制を事前に計画しておく。

※ 支援体制、支援方法等の検討整理、対象者の把握、個別計画の定期的な見直しを含めた確認を行う。

※ 福祉班の編成及び指示については、区長がその都度指示する。

No.	役職名	員 数	備 考
1	福祉班	計画中	支援体制等を考慮したうえで必要な人員を別途計画していく。

7 連絡体制

(1) 緊急時の連絡方法

※ 緊急的に連絡体制が図れること。

※ 各区で作成してある連絡網の活用も可

- ① 区 長 → 代理区長
 → 区民への連絡及び周知（屋外放送等）
- ② 代理区長 → 各統括班長
- ③ 各統括班長 → 各班長
- ④ 各班長 → 班員

※ 要支援者の避難行動に係る連絡については、福祉担当班及び個別支援計画等に基づき示されている方へ適切な方法により連絡する。

8 備蓄計画

令和7年 7月25日現在

No.	物品名	目標数	整備予定年度			備考
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	
1	飲料水(500ml)	96本	96本	96本	96本	
2	備蓄食料 (アルファ米)	1箱	1箱	1箱	1箱	1箱=50食
3	毛布					
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※ 備蓄品は計画的にローリングストックを行うものとする。

《参考資料》（食料品等の備蓄品の目安）

【長野県及び千曲市の備蓄目標】

千曲市内において最も被害が大きいとされている糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震による最大想定避難所避難者数では、市民(全人口)の約13.5%となっており、食料品等の備蓄は3日分として、長野県1/3、千曲市1/3、市民1/3となっている。

【区・自治会の備蓄目標】

区・自治会の世帯数の2倍（一世帯2人した場合）の10%を目標に食料品等の備蓄を整備する。（1日分を備蓄）

例） 区・自治会の世帯数が400世帯の場合

【基準：80人(400世帯×2人)×10%=80人】

①飲料水 80人×3ℓ(1日/1人)=240ℓ(500mlの場合480本)

②食料 80人×3食(1日/1人)=240食